

令和7年度

2025

Experience Notebook

教育職員免許特例法に基づく
社会福祉施設等における

介護等 体験ノート

大学・短大名

学籍番号

氏名

社会福祉法人

鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター

介護等体験（本人メモ欄）

体験期間	令和 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間
体験決定施設名	
施設の所在地	〒 _____ _____ 市・町・村 _____ _____ TEL（ ） _____
施設の担当者名	職名： _____ 氏名： _____
事前打ち合わせ （持参する物等） メモ	集合時間： _____ 集合場所： _____

大学等担当者名	
連絡先	

目 次

○ 介護等体験の申込み方法・手続き	1
○ 事前オリエンテーションで学ぶこと	3
○ オリエンテーション・メモ欄	4
○ 体験の事前準備として必要なこと	6
○ 介護等体験のルール・マナー	7
○ 介護等体験Q & A	8
○ 受入施設ってどんなところ（主なもの）?? 高齢者の施設／障害者の施設／児童福祉施設／介護老人保健施設	12
○ 介護等体験証明書の発行	18
○ 記録ノート（福祉施設用5日分）	19
○ 記録ノート（特別支援学校用2日分）	29
○ 介護等体験を終了して（反省・感想用紙）	32
○ ホームページによる介護等体験申込み・受入れの流れ	35
○ 様式等一覧（介護等体験申込み・提出書類等）	
「介護等体験申込書（学生用）」	（様式3） 37
「介護等体験希望学生個人票」	（様式4） 39
「介護等体験証明書」	（様式7） 41
「介護等体験証明書」	【記入例と留意事項】 43
「週コード表」	（別表1） 44
「施設コード表」	（別表2） 45
「市町村コード表」	（別表3） 46
○ 参考資料（車いすの操作方法等）	47

社会福祉施設等における 介護等体験の申込みをされる学生の皆様へ

介護等体験の申込み方法・手続き

介護等体験を申し込まれる大学や短大等の学生の皆様は、下記のことにご留意の上、申込みの手続きをしてください。

- 1 介護等体験の申込みについては、当冊子の「様式等一覧」(P. 36)に記載してあります。

様式3「介護等体験申込書」(学生用)(ホームページによる入力申込み, パソコン・モバイル機器使用可)

様式4「令和7年度介護等体験希望学生個人票」

の2つの様式を作成し、様式3はホームページによる入力で直接鹿児島県社会福祉協議会(以下「鹿児島県社協」)へ、様式4は記入の上、指定する期日までに大学等へ提出することが必要です。

※ 様式4「令和7年度介護等体験希望学生個人票」は、カラー写真をのりづけして、必要事項を記入してください。

※ 様式4は、皆様が体験する施設に鹿児島県社協から直接送付いたします。

※ 介護等体験費用は1人 8,500円、体験ノート代1冊 500円です。

※ 様式3・4で提出された個人情報は介護等体験業務のために利用するもので、目的以外に使用することはありません。

2 介護等体験の受入施設の決定

皆様が大学等に提出された様式4は、大学等から鹿児島県社協に提出されます。鹿児島県社協は、皆様がホームページから入力した様式3(介護等体験申込書)と大学等から提出された様式4の申込書に沿って、受入施設の調整を行います。

※ 受入施設の決定においては、受入施設の受入可能な時期や人数等の関係から、必ずしも希望どおりにならない場合も出てまいりますのであらかじめご了承ください。

※ 受入施設の決定については、鹿児島県社協から大学等担当者宛に通知いたしますので、個々の学生さんへのお知らせについては、大学等側から掲示等により通知されます。

3 受入施設の決定後に体験期日等の変更が生じた場合

大学等から体験施設の決定の通知後、期日の変更や辞退などが生じた場合は、速やかに大学等の担当職員にお知らせください。

※ 受入れが決定した社会福祉施設等の担当職員の方には、皆様の受入れのためにいろいろな事前準備をさせていただいております。

(例. 当日の勤務シフトの変更や体験期間のプログラムづくり、資料準備等)

体験直前に期日の変更や辞退等がありますと、受入施設側に変なご迷惑をかけることとなりますので、十分に日程調整をして申込書を提出してください。やむを得ない事情で期日の変更や辞退等がある場合は、大学等の担当者に速やかに連絡してください。

4 大学等が行う事前オリエンテーションには必ず参加してください

皆様がもしこの介護等体験に「教員免許取得のために必要だから体験してくればいんだろう」というような姿勢で臨んだとするならば、皆様にとってあまり得るものがない体験になるばかりか、受入施設の利用者や職員に迷惑と負担をかけることになるかもしれません。

ここ数年、受入施設から寄せられている苦情を以下に記載します。

※ 学生を受け入れる施設からの苦情あれこれ

福祉施設から介護等体験に参加する学生に対して、「事前の連絡がない」、「職員のみならず利用者にあいさつが出来ない」、「何をしに施設に来たのか分からない等、体験に対する意識が低い」、「自分勝手な行動をする」、「言葉遣いが悪い」、「服装が乱れている」、「スマホばかりいじっている」、「業務時間外に事前連絡をしてくる」、「忘れ物がある」、「ピアスを平気でつけてくる」、「連絡なしで遅刻してくる」、「記録の書き方が雑」などといった大変残念な苦情が毎年のように私どもに寄せられています。

● 施設のなかには、今年から学生の受入れは行わないというところも出てきています。

社会福祉施設等は利用者が安心して、快適に過ごせるよう、職員が日夜努力し利用者の生活を守っているところです。学生にとって介護等体験は、自ら福祉の現場を体験し、利用者との交流を図りながら福祉への理解を図ることができる、大変意義のある体験であると思います。

皆様にとってこの介護等体験が有意義なものになるように、大学等が行う事前オリエンテーションには必ず参加してください。

事前オリエンテーションで学ぶこと

◎ 介護等体験の目的や目標を明確にする

「この体験は何のためにするのか」ということをきちんと理解してください。

皆様が目指す「教師」という仕事も社会福祉の仕事も、「人間」を相手にしていく点で同様です。今回の体験で一人ひとりの「いのち」を支えている現場を知るということは、「人間」を相手にして仕事をしていくものにとって共通の価値観や視点があります。このことをいろいろな人たちとの出会いや交流を通して感じ取ってください。

◎ 学習目標の視点を定める

「介護等体験」を行うにあたって皆様は介護等体験での自分の課題や目標を設定してください。

皆様が介護等体験に入るまでに自分なりの課題や目標をつくるのが大切です。

(自分なりの課題や目標)

- ① 介護等体験を通していろいろな人との出会いや交流があります。自分と向き合いながらあらためて自分のこと、その存在について考えてみる。
- ② 他者と係わるなかで、相手の生き方から学び、お互いのコミュニケーションについて考えてみる。
- ③ この体験を通して社会福祉施設の機能やそこで働く職員の役割について知り、自分が持っている社会福祉のイメージ・考え方について考えてみる。
- ④ いろいろな人たちとの交流を通して、価値観の多様性、人間の尊厳について考えてみる。

◎ 社会福祉の現状や自分が体験する施設を知る

事前に「自分が体験する施設はどのようなところなのか」また、併せて社会福祉の現状についても自己学習してみてください。

情報収集の方法として

- ① 大学内にある図書館等で資料等を閲覧する。
- ② 先輩から介護等体験で学んだことを聞く。
- ③ 社会福祉や行政・福祉施設のホームページ等を閲覧する等。

体験の事前準備として必要なこと

- ◎ 介護等体験を行う2週間前までには、必ず施設に電話等で連絡をし、担当者と打合せをしてください。
- ※ 事前オリエンテーションを実施する施設もありますので確認すること。

〔確認事項〕

- ① **体験に必要なもの、持参するものを確認する**
例、食事介助のときのエプロン、入浴介助等での着替え、タオル等
- ② **健康診断書（健康チェック表・細菌検査成績書）等の提出**
体験を受けるために健康診断書は必ず提出することになります。
施設のなかには、健康チェック表、細菌検査成績書等の提出を求められる場合もあります。細菌検査には2週間程を要しますので、必ず介護等体験開始の2週間前までに施設に連絡し確認してください。
- ③ **集合時間・場所を確認すること**
特に体験初日の集合時間や場所を確認してください。（10分前までに到着する）
- ④ **服装について**
当日、どのような服装が好ましいのか、事前に施設に確認してください。
施設のプログラムにあわせた服装（動きやすい服装：ジャージ類）となります。
華やかな装飾や身体露出の割合の高い服（ノースリーブやミニスカート）等の着用は避けること。
指輪、イヤリング、ネックレスなどは利用者の身体を傷つけることがあるので外してください。履物は下駄やサンダル履きは厳禁です。
また、携帯電話の使用は利用者の心臓ペースメーカー等に悪影響を及ぼす危険がありますので、体験期間中は電源を切るようにしましょう。
- ⑤ **昼食について**
自分で弁当を持参してください。昼休みにコンビニ等に弁当を買いに行く等の行為はやめてください。
また、施設によっては、利用者にどのような食事を提供しているのか等、学生に体験してもらおう場合も考えられますが、このことについても施設と確認してください。
施設内の昼食を食べる場合は有料（学生個人負担）ですので、昼食代は必ず施設に支払ってください。
- ⑥ **施設の所在地を前もって調べておくこと**
体験初日の遅刻を防ぐには、前もって自宅から施設までの交通経路を確認しておくことが必要です。また、どれぐらいの時間がかかるのか等を体験前に調べておくようにしましょう。

介護等体験のルール・マナー

◎ 体験期間中は、下記のことにつけましょう

① 利用者のプライバシーを守る（守秘義務）

学生の皆さんは体験中に利用者本人や利用者の家族などに関する個人的な情報（プライバシー）を見聞きすることもあると思います。利用者の個人情報ほどなにに小さいことであっても外部に口外することは許されません。特に体験先の施設からの帰路でその日に見聞きしたことを話題にすることも避けてください。何気ないひと言が利用者のプライバシーを侵害する恐れがあります。

② 利用者の人格を尊重する

入所型の社会福祉施設等は利用者にとって「生活の場」です。利用者の居室に無断で入ったり、利用者の持ち物に勝手に触る等の行為は慎んでください。利用者の呼び方も相手の名前「〇〇さん」と名前を呼ぶようにし、丁寧な言葉遣いに留意してください。また、利用者の前で、職員に利用者について質問するなど厳禁です。

③ あいさつをきちんとしましょう

あいさつはコミュニケーションの入り口です。利用者はもちろんのこと、職員の皆様にも気持ちの良いあいさつが出来るようにしましょう。また、施設の職員との間では「報告」・「連絡」・「相談」（「ホウ・レン・ソウ」）につけましょう。

職員から任された仕事が終わったら、「報告」を行い、利用者には何か変化が見られたら「連絡」をし、分からないことがあったら「相談」をしましょう。

④ 健康管理をきちんとしましょう

体験期間が近づいてきたら、生活リズムを朝型に整えるなど留意しましょう。例年ケガや病気で介護等体験を辞退する学生もおります。自身の健康管理は、自分で注意してください。

なお、介護等体験中に心身のストレスがたまり、体調を崩して続けられない場合は職員に相談してください。社会福祉施設等には虚弱な利用者もいますので、風邪を引いている場合などは、利用者につすことが無いように体験期間の変更をするなど職員に相談しましょう。

また、手洗い・うがい、検温等にも心がけ、マスクも常に着けて体験しましょう。利用者への病気の感染を防ぐとともに、あなた自身の健康を守るためにも最善の感染症対策をした上で、体験してください。

⑤ 体験期間中に事故が生じた場合の対応

体験期間中に事故等が生じた場合には、学生は速やかにその状況について大学等の担当職員に伝え、対処の方法等について大学等と話し合ってください。

介護等体験Q&A

Q 1 介護等体験にあたり、基本的な心構えを教えてください。

A 1 第一点は、介護等体験をする施設は、入所者等の利用者にとっては生活の場であるということです。利用者にとっての施設は、皆様にとっての家と同じことなのです。皆様は、いわば利用者の自宅に立ち入って介護等体験を行うことになるということを十分理解しておいてください。

第二点は、皆様の介護等体験の相手方となる利用者は、さまざまな障害等があって暮らしている人々です。こうした障害等があって生活している人々に対するいたわりの気持ちは欠かすことができません。しかし、それは利用者を哀れむことではありません。利用者をひとりの人間として尊重する態度が求められます。

Q 2 社会福祉施設等から学生へのオリエンテーションはありますか。

A 2 一般的に、学生が社会福祉施設等において介護等体験を行う場合、施設側から事前のオリエンテーションが行われることが多いと思われます。社会福祉施設等について予備知識のない学生をいきなり介護現場へ入れることは問題が多いからです。このオリエンテーションは、介護等体験の初日に行われる場合もあるでしょうし、それ以前に別の日どりを定めて行われる場合もあるでしょう。オリエンテーションがいつ、どのように行われるのか、事前に施設へ連絡し確認をすることは欠かせません。また、施設によっては、学生に対して事前に介護等体験に必要な事項をまとめた案内書のようなものを送付してくる場合もあるかもしれません。そのような資料が送られてきた場合は、熟読しておきましょう。

Q 3 社会福祉施設等で特に気をつけなければならないマナーはありますか。

A 3 まずは、一般社会のマナーを守ることが大事です。最低限、決められた時間を守ることとあいさつをすることが重要です。

施設を初めて訪問するときは「介護等体験でお世話になる〇〇大学の〇〇〇〇と申します。指導ご担当の方にお取り次ぎをお願いします。」と明朗な態度であいさつをしましょう。また、出勤、退勤のときはもちろん、常に明朗なあいさつを心がけてください。さらに、利用者の方々へのあいさつは、職員に対する以上に励行してください。

Q 4 施設利用者と接するときに、気をつけなければならない点がありますか。

A 4 一口に社会福祉施設等と言っても、このガイドブックでも分かるように、その種類はさまざまであり、そこで暮らす利用者の姿も多様です。このような施設の利用者のなかには、身体的、精神的、知的な障害があったり、あるいは家庭環境に恵まれていない方々もいます。しかし、たとえどんな条件のもとで生きているといっても、人間としての尊さにおいては違いがありません。そのことをきちんと踏まえた上で、利用者の方々との接し方のポイントを理解しておくことが大切なことです。

また、利用者はいろいろな生活上の困難や心身の障害がある人々であり、そのために現実社会の中で不当な差別や迫害を経験してきた人も少なくありません。学生の無意識の言葉遣いや態度が利用者を傷つけることもありますので、言葉遣いや態度への配慮は常に意識してください。また、興味本位で利用者のプライバシーに関することを尋ねたり、介護等体験で知り得たプライバシーを口外したりすることも許されません。

Q 5 高齢者施設の場合には、特にどのような点に注意したらよいですか。

A 5 相手が年長者であることを十分にわきまえて、年長者に対する言葉遣いに注意し、礼儀正しい態度をとることは当然のマナーです。悪意はない場合が多いのですが、相手にやさしく振る舞おうとするあまり、つい幼児言葉を使ったりしてしまうことががちですから、気をつけてください。

相手に対して何かしようとするときは、必ず言葉をかけましょう。ベッドから起こすとき、車いすを動かすときなど、事前に言葉をかけることで相手は心とからだの準備をしてくれまします。もちろん相手の意思に反したことはしてはいけません。相手の意思を十分にくみ取りましょう。

ベッドに横になっている方、車いすに腰掛けている方と話をするときは、必ず自分も腰を下ろし、相手との視線が水平に向き合うようにしましょう。

認知症高齢者の方の場合、なかには特異な行動（大便をいじる、器物を損壊する、裸で歩き回る等々）を示すことがあります。決して頭ごなしに叱責したり、抑止したりしてはいけません。余裕をもって笑顔で対処し、自然に相手の注意を外へ向けるようにしましょう。といっても学生には難しい場合が多いので、職員に知らせ応援を求めてください。

Q 6 児童福祉施設の場合には、特にどのような点に注意したらよいですか。

A 6 児童といっても0歳から18歳までの年齢差があるので一概には言えませんが、基本的に子どもと「同一地平に立つ」ということに留意してください。相手が子どもであるといって上から下への強圧的な態度をとることは厳に慎み、明るくていねいに、そしておおらかに接してください。

子どもたちとの会話では聞き上手になることに努め、指示的・否定的な言葉や禁止語を使わず受容的態度・言葉で接しましょう。しかし、受容するということは子どもの言いなりになるということでもありません。子どもの要望に応えられないときは、そのことを相手にはっきりと伝え、うまく対処できないときには職員に尋ねたり助けを求めたりして、中途半端に処理することのないようにしてください。

年齢の開きや障害の有無にかかわらず、この介護等体験で接した子どもたちとの命のふれあいの場として受け止めてください。

児童福祉施設にとっては子どもたちの保護者の存在は重要です。保護者に対してはしっかりあいさつをし、どのような場合でも常にいねいに対応しましょう。保護者からの問い合わせや要望などに対しては、独断で対応せず、自分が介護等体験生であることを相手に伝え、必ず職員へ取り次ぎましょう。

Q 7 障害者施設の場合には、特にどのような点に注意したらよいですか。

A 7 いかなる障害があっても、人としての尊厳を守り、人権を尊重することが基本です。障害があるからといって見下げたような振る舞い、言動は許されません。また、相手の状態を十分に思いやる気持ちが大切です。

障害者といっても、障害の種類、程度、期間などは人によってさまざまですので一概にいえませんが、特に次のような点に注意してください。

① 知的障害者との接し方

いちばん陥りやすい間違いは、知らず知らずに相手を子ども扱いしがちなことです。相手の障害をわきまえて分かりやすく話すということと、子ども扱いすることとは全く違うことですから十分注意してください。

② 身体障害者との接し方

身体障害者といっても、視覚、聴覚・言語、肢体不自由、内部障害（臓器等の障害）など、障害の種類はさまざまです。なお、介助行為をするときは必ず相手の意思確認をするようにしてください。何でもしてあげるのが親切ではなく、相手が「自分でします」と言う場合も多いものです。

（車いす使用者との接し方） 話をするときは、自然に腰を下ろし相手との視線が水平になるようにしましょう。上から見下ろされるのは気持ちのよいものではありません。

（聴覚・言語障害者との接し方） 口をはっきりと動かして話しましょう。相手に音声伝わらなくても、口の動きで理解してくださる方も少なくありません。

（視覚障害者との接し方） 一緒に歩くときは、前方から手を引くのではなく、横に並んで相手の手を自分の肩や腰に当てて歩いてください。その方が相手にとっても安心感がありますし、安全です。

Q 8 介護等体験には指導者がついてくれるのですか。

A 8 施設には、専門的な援助を必要とする困難な障害がある方々も生活しています。したがって、学生が介護等体験を行うときには、必ず職員の指導に従ってください。また、分からないことがあれば勝手な判断をせず、必ず指導者に指導を仰いでください。

なお、施設によって、期間中の指導者が同じ人である場合もあるし、日によって違う人が指導者となる場合もあります。個別の施設で確認してください。

Q 9 先輩から聞いたのですが、「利用者が自分にお金をくれると言って対応に困った」ということです。こんなときはどうすればよいですか。

A 9 職員と利用者との間で物やお金の授受が行われることが許されないのは、言うまでもありません。ただ、利用者の中には知的な障害があつて、そのことを理解していただけないこともありますし、全くの好意や親愛の情からそういう行動を示す方もあります。そういう利用者の気持ちを温かく受け止めた上で、ていねいにお断りしてください。それでも、どうしてもという方があれば、指導者に報告して指示を受けてください。指導者がきっといい知恵を示してくれます。

Q 10 社会福祉施設等の職員のみなさんには何かお礼をした方がよいですか。

A 10 物やお金でのお礼は全く不要です。それは職員に対してかえって失礼になります。言葉や態度で感謝の気持ちを誠実に表現すれば十分です。たとえば、介護等体験が終わったあとにお礼のはがきを送ると職員に喜ばれると思います。

Q 11 感染症の拡大防止への対応としては、どのようなことに気をつければよいですか。

A 11 まず、自身の健康管理や自身への感染の予防について、日々の生活の中で健康意識を高め、予防の配慮を怠らないようにします。(例 うがいや手洗い、マスク着用、検温等)

Q 12 体験中に利用者や施設職員からのハラスメント行為を受けた場合、どのように対応すればよいですか。

A 12 その場からただちに離れ、大学当局の担当者にすぐに報告します。(記録をとる:時間・場所・内容等) 大学当局は、本会にただちに連絡するとともに施設等に、確認をとります。本会は、事実確認を施設長等に行うとともに、当該学生の体験先は速やかに調整した後に変更します。

受入施設ってどんなところ（主なもの）??

【老人福祉法による施設】

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
01	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	<p>〔どんな施設なの〕</p> <p>昭和38年に老人福祉法の制定により制度化された施設です。</p> <p>平成12年度から介護保険法が施行され、老人福祉法上の老人福祉施設である特別養護老人ホームは、同時に介護保険上の介護老人福祉施設という名称も与えられることになりました。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>寝たきり状態やこれに近い重度の身体障害にある人々、あるいは認知症の状態にある人々など、常時介護を必要とする高齢者（介護保険制度による要介護認定による要介護1から5までのいずれかに該当すると認定された人）が入所しています。入所者の年齢は原則として65歳以上とされていますが、全国的にみると利用者の平均年齢は80歳を超えています。</p> <p>施設の利用にあたっては、利用者は直接施設に入所の申込みをします。しかしながら現在、施設側はほぼ満員の状態で、入所待ちの高齢者が数多いようです。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>入所者の障害の程度に応じて、食事や排泄、入浴の介助など必要な介護サービスが提供されています。また各種の行事やレクリエーション活動、日常生活訓練などが行われています。</p>
02	老人 デイサービスセンター	<p>〔どんな施設なの〕</p> <p>平成2年に老人福祉施設として位置づけられましたが、昭和50年代から特別養護老人ホーム等の入所施設の付帯事業として運営されてきました。介護保険上は、通所介護事業所と呼ばれています。最近では施設に併設しない単独型のデイサービスセンターも増えてきています。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>在宅で生活している高齢者のうち、介護保険制度の要介護認定によって要介護1から5までのいずれか、または要支援状態（要介護になるおそれがある状態）にあると認定された人が利用しています。</p>

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
02	老人 デイサービスセンター	<p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>デイサービスセンターでは、在宅の高齢者に日帰り（通所）の方式で、日常動作訓練、健康チェック、入浴、食事、レクリエーションなどのサービスを提供します。利用者には自宅からデイサービスセンターまでの送迎も行われています。</p>
03	養護老人ホーム	<p>〔どんな施設なの〕</p> <p>生活保護法に基づく養老施設の流れをくむ施設で、老人福祉法の制定により、養護老人ホームと名を変えました。</p> <p>施設を利用するには、市町村が入所等の要否を判定し、入所先の決定・入所等の措置を行います。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>利用者は65歳以上であって、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることの困難な者とされています。</p> <p>経済的理由とは生活保護対象など低所得階層であることが条件となっていて、養護老人ホームの入所の必須条件となっています。</p> <p>介護保険下で特別養護老人ホームが多数の入所待ちを抱えている状況のもとで現実には「常時介護を必要とする」利用者も養護老人ホームで介護を受けている場合がみられます。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>日常の援助としては、食事の提供や掃除、洗濯等の家事的援助のほか、各種の行事やクラブ活動、レクリエーション活動、日常生活訓練などが行われます。</p>
04	その他老人福祉法に則した施設	

【障害者総合支援法による施設】

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
11	生活介護	<p>〔どんな事業〕</p> <p>常に介護が必要な障害者が、安定した生活を営めるよう主に日中において障害者支援施設などで行われる介護サービスや、創作的活動の機会の提供などを行います。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者で次のいずれかに該当する人です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 50歳未満：障害程度区分3～6（施設入所者は区分4～6） ■ 50歳以上：障害程度区分2～6（施設入所者は区分3～6） <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴や食事等の介助 ・洗濯や掃除等の家事 ・生活等に関する相談、援助 ・その他の日常生活上の支援 ・創作的活動、生産活動の機会の提供 ・身体機能や生活能力の向上のために必要な援助

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
1 2	自立訓練 (生活訓練)	<p>〔どんな事業〕</p> <p>障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>対象者は、知的障害者、精神障害者で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人（※具体的には次の例のような場合が該当します。）です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ■特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>通所の形式で次のようなサービスを行います。なお、障害のある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練 ・生活等に関する相談及び助言 ・その他の必要な支援
1 2	自立訓練 (機能訓練)	<p>〔どんな事業〕</p> <p>障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、障害者の身体機能、生活能力の維持向上のため理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーション等を行います。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>対象者は、身体障害者で、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人（※具体的には次の例のような場合が該当します。）です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ■盲・ろう・特別支援学校等を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>通所の形式で次のようなサービスを行います。なお、障害のある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談及び助言

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
1 3	就労継続支援 B 型	<p>〔どんな事業〕</p> <p>障害や難病のうち、年齢や体力などの理由から、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、軽作業などの就労訓練を行います。障害や体調に合わせて自分のペースで働けます。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病があり、次のような例に該当する人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業での就労が困難となった人 ■ 50歳に達している人 ■ 障害基礎年金1級を受給している人 ■ 就労移行支援事業者などによるアセスメントで、就労面の課題が把握されている人 <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>作業内容は、様々です。一例を挙げると</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業 ・ 部品加工 ・ 名入れ刺繍などの手工業 ・ 喫茶店での調理 ・ 衣類のクリーニング ・ パンやクッキーなどの製菓
1 4	地域活動支援センター	<p>〔どんな事業〕</p> <p>障害者の社会参加と自立を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を行うほか、下記分類によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域活動支援センターⅠ型（1日あたりの利用者が20名以上） 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の実施。 ■ 地域活動支援センターⅡ型（1日あたりの利用者が15名以上） 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。 ■ 地域活動支援センターⅢ型（1日あたりの利用者が10名以上） <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者です。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う ・ 入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う。
1 5	その他障害者総合支援法に則した施設	

【児童福祉法による施設】

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
2 1	児童養護施設	<p>〔どんな施設なの〕</p> <p>児童福祉法に基づいた施設で、さまざまな理由により養護を必要とする子どもたちが一時親から離れて生活している施設です。</p> <p>小中学生は、それぞれ施設から地域の学校へ通学し、もちろん高校生もいて同じく施設から通学しています。</p> <p>年長の幼児は、多くの場合近くの幼稚園に通園しています。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>おおむね2歳から18歳までの子どもたちです。</p> <p>利用に至る親の側の理由としては、死亡、行方不明等により保護者がいないこと、養育拒否や虐待等により保護者に監護させられないこと、傷病や家庭崩壊等で保護者が監護できないことなど、さまざまな理由があげられます。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>基本的には、子どもたちの生活を支えるためのあらゆることが仕事です。普通家庭で行われている子育てと同じです。しかし、児童養護施設で生活している子どもたちは、親から離れて、もしくは離されて生活しているのですから、そこには必然的に家庭機能にプラスした専門的機能が必要となります。心に傷を負った子どもや放任の結果、学習に遅れを持つ子ども、思春期の問題を抱える子ども、そうした子どもたちの生活と成長と自立を支えるものでなければなりません。</p>
2 2	障害児入所施設	<p>〔どんな施設・どんな人が利用しているの〕</p> <p>児童福祉法に基づく施設で、障害のある児童が入所しています。保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>福祉型については、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、医療型については、知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児で、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童が、対象となります。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>基本的には、子どもたちの生活を支えるためのあらゆることが仕事です。自立に向けた生活指導や学習指導、職業指導に取り組んでいます。施設から養護学校や地域の学校に通学しているので学校との連絡調整や連携、週末には家庭で過ごす子どもたちもいますので家庭との連携は重要な仕事の一つです。また、治療・訓練・療育のなかで、子どもたちの生活をその障害に合わせてきめ細かに組み立てています。</p>

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
2 3	児童発達支援センター	<p>〔どんな施設・どんな人が利用しているの〕</p> <p>児童福祉法に基づく施設で、地域の障害のある児童が通所しています。日常生活の基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与を行ったり、集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障害児に対する適所施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。</p> <p>福祉型については、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、医療型については、上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童で、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童が、対象となります。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているのか〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与や集団生活への適応訓練（児童発達支援） ・放課後や休業日に、適所により生活能力の向上のための必要な訓練や社会との交流の促進など（放課後等デイサービス） ・保育所など集団生活を営む施設等に通う障害児に、その施設で障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（保育所等訪問支援）
2 4	その他児童福祉法に則した施設（障害児通所支援を行う施設等）	

【介護保険法による施設】

施設コード	施設の種類	どんな施設なの??
3 1	介護老人保健施設	<p>〔どんな施設なの〕</p> <p>特別養護老人ホームと同様に利用の仕組みは介護保険制度に基づきます。介護老人保健施設は高齢者の病院等から居宅復帰を支援するためのリハビリテーション機能を重視し、医療ケアと生活サービスを合わせて提供する施設として制度化された施設で病院と家庭、または医療施設と福祉施設の中間的機能を有しているものとして、中間施設とも呼ばれていました。</p> <p>〔どんな人が利用しているの〕</p> <p>利用者の状態は、特別養護老人ホームと同様に、寝たきり状態やこれに近い重度の身体状況にある人々など常時介護を必要とする高齢者（介護保険制度の要介護認定による要介護1から5までのいずれかに該当する人）が入所しています。</p> <p>〔利用者に対してどんなサービスが提供されているの〕</p> <p>入所者の障害に応じ、食事や排泄、入浴の介助など必要な介護を行うとともに、リハビリテーションの実施、各種の行事やレクリエーション活動などが行われています。</p>
3 2	その他介護保険法に則した施設	

介護等体験証明書の発行

◎ 介護等体験を無事終了した場合、受入施設に対し、様式7「介護等体験証明書」を持参して、証明書の発行を依頼してください。

(受入施設) 施設名＋園長名又は施設長名 (公印有り) ○

〃 (公印無し) ×

法人名＋会長名又は理事長名 (公印有り) ×

〃 (公印無し) ×

※ 様式7が、受入施設の施設名及び園長・施設長名(公印も含む)で発行されているか確認してください。

※ 発行された「介護等体験証明書」は紛失しないよう注意してください。教員免許申請時に必要になります。

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

介護等体験を終了して

1. 自分はこの施設に対して、どんなイメージを持っていたか。どう変わったか。

2. 人の援助をする上で、どんなことが大切だと考えたか。

3. 老い（障害）ということ、生きるということ、どう感じたか。

4. 自分が教員になった時、この体験がどのように生かせると思うか。児童・生徒に何を伝えたいか。

メモ

ホームページによる介護等体験申込み・受入れの流れ

学 生

事業所

モバイル機器から
申し込みできます

鹿児島県社会福祉協議会のホームページ

- 1 トップ画面を開く（パソコン・モバイル機器使用可）

<http://www.kaken-shakyo.jp/>

「学びたい」などの4項目の画面

- 2 「学びたい」をクリックする。（画面下方）

「学びたい」の画面（8項目程度表示）

- 3 左下の「教員免許介護等体験」をクリックする。

「介護等体験受入支援ホームページ」の画面

- 4 学生，事業所のどちらかを選択してクリックする。
- 5 入力作業画面が出てくるので，入力作業を行う。
- 6 入力については，操作マニュアルを参考にしてください。

〔学生の場合〕

〔事業所の場合〕

（様式3）

学生入力画面
申込内容を入力
・大学名
・申込者氏名
・生年月日
・現住所
・第1希望，第2希望
の入力他
メールアドレス
パスワード

（様式6）

事業所入力画面
受入計画を入力
・事業所名
・事業所長名
・住所等
・受入計画
（期間・人数等）他
メールアドレス
パスワード

QRコード



◎ 内容確認の上，登録完了。→ 完了の報告メールが届く。

○ 変更等あれば，登録期間内にメールアドレス・パスワードを使って変更する。

様式等一覧

【様式】

様式名	提出先	提出時期	頁
介護等体験申込書（学生用）（様式3） （ホームページによる入力申込み） ※パソコン・モバイル機器使用可	鹿児島県社協	鹿児島県社協が指定した期日	37
介護等体験希望学生個人票（様式4）	大学等→鹿児島県社協	大学等が指定した期日	39
介護等体験証明書（様式7） ／ 【記入例と留意事項】	学生の記入箇所に記入後 ↓ 施設へ	介護等体験終了後	41

【別表】

別表1 「週コード表」	P.44
別表2 「施設コード表」	P.45
別表3 「市町村コード表」	P.46

(様式3) 学生→鹿児島県社協（ホームページによる入力申込み，パソコン・モバイル機器使用可）
 ※登録時のメールアドレスは，連絡用として登録させていただきます。

介護等体験申込書（学生用）

1 入力の具体 (1) 基本情報

大学・学部名 ※必須	<input type="text"/>		
申込者名 ※必須	姓： <input type="text"/>	名： <input type="text"/>	
申込者フリガナ ※必須	姓： <input type="text"/>	名： <input type="text"/>	
生年月日 ※必須	<input type="text"/>	年 <input type="text"/>	月 <input type="text"/> 日生まれ
性別 ※必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性		

(2) 現住所

郵便番号（ハイフンあり） ※必須	<input type="text" value="例) 890-8517"/>	郵便番号検索
住所（都道府県） ※必須	<input type="text" value="例) 鹿児島県"/>	
住所（市町村）※必須	<input type="text" value="例) 鹿児島市"/>	
住所（丁目，番地） ※必須	<input type="text" value="例) 鴨池新町1-7"/>	
住所（建物名，部屋番号） ※必須	<input type="text" value="例) 県社会福祉センター6階"/>	
電話番号（ハイフンあり） ※必須	<input type="text" value="例) 090-2345-1234"/>	
携帯番号（ハイフンあり） ※必須	<input type="text" value="例) 090-2345-1234"/>	

(3) 体験中の住所

郵便番号（ハイフンあり）	<input type="text" value="例) 890-8517"/>	郵便番号検索	
住所（都道府県）	<input type="text" value="例) 鹿児島県"/>		
住所（市町村）	<input type="text" value="例) 鹿児島市"/>		
住所（丁目、番地）	<input type="text" value="例) 鴨池新町 1 - 7"/>		
住所（建物名、部屋番号）	<input type="text" value="例) 県社会福祉センター 6階"/>		
電話番号（ハイフンあり）	<input type="text" value="例) 099-256-6767"/>	（実家等）	
携帯番号（ハイフンあり）	<input type="text" value="例) 090-2345-1234"/>	（家族等）本人でも可	
最寄りの駅名、バス停名 （3つ以内）	<input type="text" value="例) JR 郡元駅"/>	<input type="text" value="例) 市電鴨池電停"/>	<input type="text" value="例) ●●バス●●バス停"/>

(4) 希望内容

	<input type="text" value="第 1 希望"/>	<input type="text" value="第 2 希望"/>
体験希望月	<input type="text" value="7 月"/>	<input type="text" value="8 月"/>
週コード	<input type="text" value="例) 01 7月7日～7月11日"/>	<input type="text" value="例) 07 7月18日～8月22日"/>
施設コード	<input type="text" value="01 特別養護老人ホーム"/>	<input type="text" value="31 介護老人保健施設"/>
市町村コード	<input type="text" value="01 鹿児島市"/>	<input type="text" value="10 日置市"/>
希望に合う施設が無かった場合	<input type="checkbox"/> 自宅（又は実家）が近い種別の異なる施設でかまわない <input type="checkbox"/> 自宅（又は実家）から遠くても希望する施設と同様の施設で体験したい <input type="checkbox"/> 第1希望、第2希望の前後の週でもかまわない	

(5) 交通手段

<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車
※ 保有している交通手段にチェックを入れてください。

(6) その他

備 考	例) 交通手段を保有していないため、出来るだけバス等の公共交通機関で通える施設を希望します。 例) 親（または友人など）の車で送迎が可能です。
-----	--

(様式4) 学生→大学等→鹿児島県社協→施設

※ 学生は(様式4)を作成し、大学等側に提出してください。

顔写真
添付
(カラー写真)
3cm×4cm
※うら面に氏名を
記入すること

令和7年度 介護等体験希望学生個人票

大 学 名			学 年	学年		
学 部・学 科 名			学 籍 番 号	番		
(フリガナ)			生年月日	年 月 日		
氏 名			年 齢	歳	性別	男・女
現 住 所	〒 電話 () FAX () 携帯電話					
緊急時の連絡先 (保護者の連絡先)	氏名 () 本人との関係 () 電話 () FAX () 携帯電話					
体 験 中 の 住 所 (現住所と異なる場合のみ)	〒 電話 () FAX () 携帯電話					
社会福祉施設等の 見学・ボランティア 活動の経験の有無	見学の有無	ある →具体的に () ない				
	ボランティアの経験	ある →具体的に () ない				
現段階での社会福祉 に対するイメージ、考え方						
大学等での事前オリエンテーション で学んだこと						
介護等体験学習で 学びたいこと、抱負、 体験内容に関する希望						
交通手段保有の有・無	自家用車 有・無	バイク 有・無	自転車 有・無			

※県社協処理欄

申込者コード番号

証 明 書

本籍地 都・道
府・県

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の
教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律
第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

※「注意欄」をご確認の上、証明をお願いします。

期 間	施設の所在地と名称	体験の概要	施設の長の職名・氏名・公印
令和 年 月 日) 令和 年 月 日 月 日 月 日 (日間)	[所在地] [名 称]		[職 名] [氏 名] <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">公 印</div>
令和 年 月 日) 令和 年 月 日 月 日 月 日 (日間)			

注意1 「期間」の欄は、複数の期間にわたる場合には期間ごとに記入すること。

2 「体験の概要」の欄は、「高齢者介護等」、「障害者の介護等」等の区分を記入すること。

3 「施設の長の職名・氏名・公印」の欄は、体験した施設の長の職名と氏名及び公印を押印
ください。法人名や法人の公印では、体験施設が分からないので不可です。

なお、公印が法人印や会社印のみお使いの場合は、法人印等を押印し、その下に法人名
や会社名等を追記してください。そして、施設の長の氏名の隣には、私印を押印してくだ
さい。

証 明 書

この証明書は、体験終了後学生が体験施設へ直接持参します。
施設で下記に記入、押印の上学生にお渡しください。

この部分は、学生が記入します。

本籍地 都・道
府・県

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

※「注意欄」をご確認の上、証明をお願いします。

期 間	施設の所在地と名称	体験の概要	施設の長の職名・氏名・公印
令和〇年7月〇日 ） 令和〇年7月〇日 令和〇年〇月〇日 月 日 (5日間)	[所在地] 鹿児島市〇〇町 〇〇番地 [名称] デイサービスセンター 〇〇〇園	高齢者介護	[職名] 園長 or 施設長 or 管理者 [氏名] 〇〇 〇〇 (私印) 公印
令和 年 月 日 ） 令和 年 月 日 月 日 月 日 (日間)			

園長・施設長・管理者の職名、氏名と公印が必要です。
(注) 法人の会長・理事長印での証明のみは不可となります。
その場合は、施設長の私印も押印してください。

注意1 「期間」の欄は、複数の期間にわたる場合には期間ごとに記入すること。

2 「体験の概要」の欄は、「高齢者介護等」、「障害者の介護等」等の区分を記入すること。

3 「施設の長の職名・氏名・公印」の欄は、体験した施設の長の職名と氏名及び公印を押印ください。法人名や法人の公印では、体験施設が分からないので不可です。

なお、公印が法人印や会社印のみお使用の場合は、法人印等を押印し、その下に法人名や会社名等を追記してください。そして、施設の長の氏名の隣には、私印を押印してください。

「週コード表」 (令和7年度)

※ 介護等体験期間は、原則、平日月曜から金曜までの連続する5日間とします。

○丸数字は、祝祭日・休日

7月	01					02					03					04																			
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休									
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金									
8月	05					06					07					08																			
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29							
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
9月	09					10					11					12																			
	8/30	8/31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26							
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
10月	13					14					15					16					17														
	9/27	9/28	9/29	9/30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
11月	18					19					20					21																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
12月	22					23					24					25																			
	11/29	11/30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26							
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
1月	26					27					28					29					30														
	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2月	31																																		
	1/31	1	2	3	4	5	6	7	8																										
	土	日	月	火	水	木	金	土	日																										

「施設コード表」

① 老人福祉法による施設

施設の種類	施設コード
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	01
老人デイサービスセンター	02
養護老人ホーム	03
その他老人福祉法に則した施設	04

② 障害者総合支援法による施設

施設の種類	施設コード
障害福祉サービス事業（生活介護）を行う施設	11
障害福祉サービス事業（自立訓練）を行う施設	12
障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）を行う施設	13
地域活動支援センター	14
その他障害者総合支援法に則した施設	15

③ 児童福祉法による施設

施設の種類	施設コード
児童養護施設	21
障害児入所施設	22
児童発達支援センター	23
その他児童福祉法に則した施設（障害児通所支援を行う施設等）	24

④ 介護保険法による施設

施設の種類	施設コード
介護老人保健施設	31
その他介護保険法に則した施設	32

「市町村コード表」

市町村名	市町村コード
鹿 児 島 市	01
鹿 屋 市	02
枕 崎 市	03
阿 久 根 市	04
出 水 市	05
指 宿 市	06
西 之 表 市	07
垂 水 市	08
薩 摩 川 内 市	09
日 置 市	10
曾 於 市	11
霧 島 市	12
いちき串木野市	13
南 さ つ ま 市	14
志 布 志 市	15
奄 美 市	16
南 九 州 市	17
伊 佐 市	18
始 良 市	19
三 島 村	20
十 島 村	21
さ つ ま 町	22
長 島 町	23
湧 水 町	24

市町村名	市町村コード
大 崎 町	25
東 串 良 町	26
錦 江 町	27
南 大 隅 町	28
肝 付 町	29
中 種 子 町	30
南 種 子 町	31
屋 久 島 町	32
大 和 村	33
宇 検 村	34
瀬 戸 内 町	35
龍 郷 町	36
喜 界 町	37
徳 之 島 町	38
天 城 町	39
伊 仙 町	40
和 泊 町	41
知 名 町	42
与 論 町	43

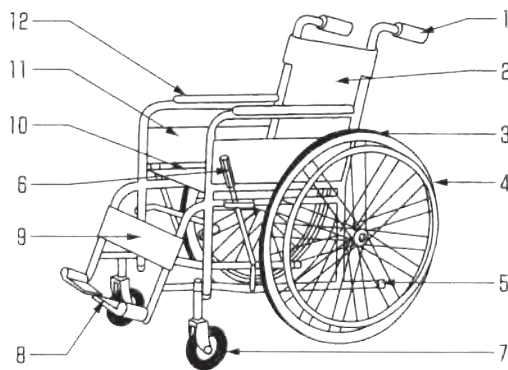
参 考 資 料

(車いすの操作方法等)

車いすの操作方法等

1. 車いす各部の名称について

- (1) ハンドグリップ=介助者用のにぎりです。
- (2) バックレスト=背もたれ
- (3) 大車輪 (後輪)
- (4) ハンドリム=ここに手をかけて車輪を回します。
- (5) ステッピングバー=介助者がキャスターあげをする時に使います。
- (6) ブレーキ=停止中に走り出さないためのものです。
- (7) キャスター (前輪) =衝撃に弱いので注意します。
- (8) フットレスト=足をのせる部分で高さの調整ができます。
- (9) レッグレスト=足が後ろへ落ちないように支えます。
- (10) シート=クッションをのせて使うことが多いです。
- (11) スカートガード (側当) =衣服が落ちないようにします。
- (12) アームレスト (肘掛け) =両腕を休ませたり, 上半身を安定させるために使用します。



2. 車いすの広げ方, たたみ方

○広げ方

- (1) ブレーキをかけます。
- (2) 外側に押し開きます。
- (3) シートの左右を両手で押し上げます。
- (4) 指をはさまないように気をつけます。



○たたみ方

- (1) ブレーキをかけます。
- (2) フットレストをあげます。
- (3) シートを持ち上げます。
- (4) 両側のアームレストを内側におしつけます。



3. 車いすの基本的な取り扱い方

○車いすの押し方



- (1) 車いすの真後ろに立ちます。
- (2) 両手でハンドグリップを深くしっかりと握ります。
- (3) 前後左右に注意してゆっくりと押していきます。

○車いすのブレーキのかけ方



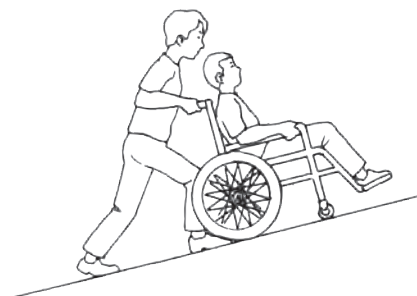
- (1) 車いすの横に立ちます。
- (2) 片手はハンドグリップを握り、もう一方の手でブレーキを完全にかけます。
- (3) 反対側のブレーキをかけます。

○キャスターの上げ方・下げ方

- (1) ステッピングバーを足で踏み、ハンドルを押し上げます。
- (2) キャスターが上がったら、グリップをしっかりと握って、ひざと腰でバランスをとります。
- (3) 下げる時は、ステッピングバーを踏みながら、静かにそっとおろします。

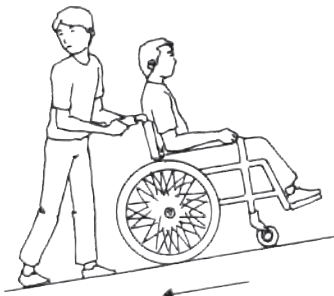


○傾斜の上り方



- (1) 体を前に倒して一步一步しっかりと踏みしめます。
- (2) 押し戻されないように力を入れて押します。

○傾斜の下り方



- (1) 後ろ向きになります。
- (2) ブレーキを軽くかけておいて一步一步つり下ります。

令和7年度 スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
-----------------	---	---

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- 役員・職員の傷害事故補償
- 役員・職員の感染症罹患事故補償
- 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険)
ホームページ

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行幸用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〈保険会社〉 TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

Experience Notebook

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号(県社会福祉センター6階)
社会福祉法人

**鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター**

☎ 099-256-6767(研修)

☎ 090-8660-3055(公用携帯)

FAX099-250-9363

<http://www.kaken-shakyo.jp/>
